

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（和博連）設立後10年の歩み

藤 隆宏

はじめに

本稿は、平成27年2月10日に設立された和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（略称「和博連」）の令和6年度までの活動を振り返り、報告する。この間、和歌山県立文書館（以下、「文書館」という。）は継続して幹事団体であり、私は副代表幹事を務めた。

なお、和博連設立に至る経緯は、事務局を務める和歌山県立近代美術館の浜田拓志副館長（当時。以下、組織名及び職名は全て同様。）より既に報告されている。⁽¹⁾

和博連は、和歌山県内の博物館、歴史民俗資料館、美術館、市町村教育委員会、地域資料ネット等によって組織され、平時にあっては文化財災害対策の情報を交換・共有し、災害時には館蔵品被害対策の相互協力や民間所在資料のレスキュー、県外から応援レスキューが入る際の受入体制整備等を行う任意団体であるが、和歌山県地域防災計画⁽²⁾、和歌山県文化財保存活用大綱⁽³⁾及び和歌山県文化財災害対策マニュアル⁽⁴⁾に連携先として明記されるなど、和歌山県における文化財災害対策において重要な位置付けがされている。

和博連設立後の幹事会及び研修会等の主な行事履歴は表1のとおりであるが、設立時の第1回総会以後、総会は開催されていない。和博連の運営は基本的に幹事会によって決定することとされている。

表1 和博連設立後の行事履歴（設立集会及び第1回総会以後）

期	年度	年月日	出来事	備考
	平成 26	平成27年2月10日	設立集会及び第1回総会	会場：県立近代美術館
		3月17日	平成26年度第1回幹事会	会場：県立博物館
1	平成 27	8月26日	平成27年度研修会	協力：独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 会場：県立情報交流センター Big・U
		平成28年3月4日	和歌山大学附属図書館講演会 「図書館の資料保存－害虫・カビを防ぐ－」	共催・会場：和歌山大学
		3月4日	平成27年度第1回幹事会	会場：県立博物館
	平成 28	平成29年2月28日	平成28年度第1回幹事会	会場：県立近代美術館
			平成28年度研修会	会場：県立近代美術館
2	平成 29	6月30日	平成29年度第1回幹事会	会場：県立近代美術館
		平成30年2月15日	平成29年度公開研修会（新宮会場） 「各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」	共催：和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会 会場：新宮市福祉センター
		3月14日	平成29年度公開研修会（和歌山会場） 「各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」	共催：和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会 会場：和歌山市立博物館
			平成29年度第2回幹事会	会場：和歌山市立博物館
	平成 30	6月28日	平成30年度第1回幹事会	会場：県立近代美術館
		平成31年3月19日	平成30年度第2回幹事会	会場：ゆらふるさと伝承館
			平成30年度研修会	協力：由良町教育委員会 会場：ゆらふるさと伝承館
3	令和元	令和2年3月15日 （コロナ禍で中止）	平成元年度幹事会	会場：県立近代美術館
			令和元年度研修会	会場：県立博物館
	令和2	令和3年1月20日	令和2年度幹事会	会場：県立博物館
4	令和4	令和5年3月17日	令和4年度幹事会	会場：県立博物館
5	令和6	令和7年2月27日	令和6年度幹事会	会場：和歌山県立紀伊風土記の丘
			令和6年度研修会	共催・会場：和歌山県立紀伊風土記の丘

平成26年度

(1) 設立集会及び第1回総会

平成23年に発生した東日本大震災及び紀伊半島大水害を契機として、和歌山県内の博物館・歴史民俗資料館や美術館、市町村教育委員会等が共同で大規模災害に備え、対処するための連絡組織の設立が構想され⁽⁵⁾、5回の準備会合⁽⁶⁾を経て、平成27年1月21日、県立博物館施設4館の館長及び県教育庁文化遺産課長の発起人5名による「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議設立趣意書及び会議加入のご案内」（本稿末尾資料1）が、和歌山県内博物館施設及び文化財関係団体宛て送付された。

それに対し75の機関・団体⁽⁷⁾から加入の申出があり、同年2月10日、36団体63名が出席して和博連設立集会及び第1回総会が開催された（表2）。

設立集会では、県立博物館の前田主任学芸員から、東日本大震災及び紀伊半島大水害の経験を経て和歌山県内で実施された文化遺産課による文化財緊急調査事業⁽⁸⁾、県立博物館の特別展「災害と文化財―歴史を語る文化財の保全―」⁽⁹⁾、「地域に眠る『災害の記憶』の発掘・共有・継承事業」⁽¹⁰⁾等の取組を紹介し、平行して県立博物館施設4館、文書館、県立図書館等によって和博連が構想され、準備されてきた経緯を説明した。

また、県立近代美術館の浜田副館長から、県立博物館長が会長を、県立近代美術館長及び県文化遺産課長が副会長を務め、運営は基本的に会長が指名した幹事による幹事会で決定され、事務局は近代美術館が担当するという体制案及び和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議規約（以下「規約」という。資料2）案が示され、承認されて和博連が発足した。

次いで第1回総会に移り、

- ・文化財の所在把握と大規模災害発生時の相互連絡の仕組み
- ・大規模災害発生時における博物館等施設来館者及び所蔵品の安全確保
- ・大規模災害発生後のレスキュー活動について

の3事項を研究テーマとし、これらについて、東日本大震災の文化財レスキュー活動や被災館調査等の各種報告書により蓄積された事例・知識・ノウハウを和博連内のワーキンググループで精査・分析し、公開研究会（一般公開）も実施して文化財防災対策、文化財レスキュー活動に活かす、という平成27年度の活動計画が承認された。

(2) 第1回幹事会

設立集会及び第1回総会後、規約に基づいて和博連会長が指名した16団体が幹事団体となった。⁽¹¹⁾平成27年3月17日、和博連最初の幹事会が開催され、15団体19名が出席した。

幹事の互選により、平成27・28年度の第1期、和歌山県立博物館前田正明主任学芸員が代表幹事、文書館藤隆宏主査が副代表幹事となった。なお、両人は第5期の令和6年度まで再任されることとなる。

また、第1回総会よりも具体的な次の活動計画が決定された。

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議 平成27年度活動計画

表2 和博連設立集会及び第1回総会

設立集会	
1 発起人代表あいさつ	県立近代美術館長 熊田 司
2 県教育長あいさつ	(川端文化遺産課長代読)
3 発起人紹介	
4 議事	
(1) 連絡会議設立に向けての経過、及び活動内容（案）について	県立博物館主任学芸員 前田正明
(2) 連絡会議の体制（案）について	県立近代美術館副館長 浜田拓志
(3) 和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議規約について（協議）	
(4) その他	
第1回総会	
1 会長あいさつ	代理：熊田副会長
2 議事	
(1) 平成27年度活動計画案について	県立博物館主任学芸員 前田正明
(2) その他	

1 平成27年度研究テーマ

1) 県内文化財の所在把握

①和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会が申請中の「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」に協力して、すさみ町・串本町・太地町を対象に所在調査を行う

②県立図書館による県内図書館の所蔵文化財等調査

③会員館の所蔵資料の把握

2) 県内大規模災害発生時の相互連絡の仕組み

①会員担当者及び連絡先の把握（事務局）

②会員に係る資料を収集しファイリング（事務局）

3) 大規模災害発生時における博物館等施設来館者及び所蔵品の安全確保

4) 大規模災害発生後のレスキュー活動について

①水損・汚損資料の応急処置に関するワークショップ開催（紀南にて）

2 幹事会は年2回の開催を予定。5月～6月、2月～3月初旬。

3 代表幹事を中心としたワーキンググループ会議を必要に応じて行う。

4つの研究テーマのうち「県内文化財の所在把握」には、県立博物館施設活性化事業実行委員会の国庫補助事業「地域に眠る「災害の記憶」と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」（以下「「災害の記憶」事業」という。）への協力がある。「災害の記憶」事業は、実施主体である和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会の下、和歌山県立博物館、県教育庁文化遺産課、文書館、和歌山大学、地域資料ネット「歴史資料保全ネット・わかやま」等が協働し、例年、事業対象地域内における過去の災害に関する記録、記念碑、口碑、痕跡、遺跡等を中心に、未指定のものを含む文化財の所在確認調査を行い、その成果を小冊子の発行及び現地学習会の開催により地域に還元するものであった⁽¹²⁾が、県内の主に民間に所在する未指定文化財等の調査が進むことによって、和博連会員館以外の文化財所在情報が集まり、万一の災害時には、これらがレスキュー対象の所在情報となる、という位置付けである。⁽¹³⁾

「災害の記憶」事業参加機関・調査メンバーは、ほぼ同時に和博連幹事団体とその職員であった。したがって、和博連が組織的に「災害の記憶」事業に協力するというよりもむしろ、「災害の記憶」事業の調査合宿等の際に和博連幹事のコアメンバーミーティング等を行うこと等により、和博連の運営・議論が活性化したというのが実状であった。

第1期（平成27・28年度）

（1）平成27年度

平成27年度末までに、和博連には新たに3団体⁽¹⁴⁾が加わり、加盟団体は78団体となった。

平成27年度は、代表幹事を中心としたワーキンググループ会議が計10回開催された。⁽¹⁵⁾多くの場合、「災害の記憶」事業の調査合宿の時に併せてワーキンググループ会議も行っており、和博連活動について打ち合わせたものである。

平成27年8月13日、県の防災施策を統括する危機管理局防災企画課に、和博連事務局の県立近代美術館浜田副館長と松山副主査が出向き、和博連の活動について説明を行っている。大規模災害時には、文化財レスキューの必要性が生じること、それに取り組む団体として和博連が発足したこと及び和博連運営の主要メンバーは県職員となることについて理解を求めた。

平成27年度研究テーマの一つ、県内文化財の所在把握の一環として、和博連会員館及び県内図書館の館蔵資料調査を行った。会員のうち博物館施設等については、事務局から平成28年2月10日付けで依頼文を郵送し、県内図書館については、県立図書館から会員館11館に貴重図書等について照会し

た。前者については、平成28年度までに17会員から、後者については8館から回答があった。これらは、会員館被災時のレスキュー対象リストとなるものである。なお、集約した情報は、県文化遺産課が保管している。⁽¹⁶⁾

平成28年2月9日に事務局から会員館に依頼文を郵送し、本会会員の担当者と連絡先の把握と、会員団体に係る基礎情報、具体的にはパンフレット等の資料の収集を行った。平成28年度までに31の会員から送付があり、事務局が保管している。

下記の和博連主催研修会のほか、平成28年3月4日、和歌山大学附属図書館の講演会「図書館の資料保存―害虫・カビを防ぐ―」を共催した。⁽¹⁷⁾

また、平成27年度末、幹事館の退職者等から、計55,000円の寄付があった。和博連は会員からの会費徴収を行っていないが、万一の大災害時に支援金等の受入れができるよう、銀行口座を開設した。東日本大震災被災地の経験を参考にしたものである。

(2) 平成27年度研修会

平成27年8月26日、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所（以下「東文研」という。）の協力⁽¹⁸⁾をいただき、和博連最初の研修会が開催された（表3）。地元の古文書を使って防災研究をしている印南中学校総合的な学習津波研究班の生徒や、県外からの視察者も含めて43名の参加者を得た。⁽¹⁹⁾

まず、県立自然博物館内藤主査学芸員から、同館が、西日本自然史系博物館ネットワークの一員として和歌山大学の学生ボランティアとともにいった、東日本大震災で被災した陸前高田市立博物館の植物標本300点の洗浄・修復について報告された。

県立近代美術館浜田副館長の報告は、同館が全国美術館会議の構成館として東日本大震災の文化財レスキューに職員を派遣した経験を踏まえて、和博連が取り組むべき課題を会員間で共有化するものであった。

和歌山大学菅原准教授は、同大学平成27年度独創的研究支援プロジェクト「和歌山県内の文化資源保全および活用事業」を紹介した。

そして、国の文化財レスキュー事業を司る独立行政法人国立文化財機構から派遣された東文研吉原大志氏が講演され、文化財の災害対策に関する全国的な動向と和歌山県・和博連の当時における到達段階と特徴を示された。

後半は、吉原氏を講師とする水損古文書の吸水乾燥・被災写真の洗浄ワークショップを行った。

(3) 平成27年度第1回幹事会・和歌山県地域防災計画改定

平成28年3月4日、平成27年度第1回幹事会が開催され、上記（1）（2）について報告され、また、平成27年度と同様の平成28年度活動計画が承認された。

また、県文化遺産課山東普及班長から和歌山県地域防災計画改定についての報告があった。

地域防災計画とは、災害対策基本法に基づいて、県や市町村がそれぞれに定める、災害に対する行

表3 和博連平成27年度研修会

開会・挨拶	伊東史朗（和博連会長・県立博物館館長）
【報告】	
「被災した植物標本の修復」	内藤麻子（県立自然博物館主査学芸員）
「連絡会議の当面の課題」	東日本大震災文化財レスキュー活動を参考にして」 浜田拓志（和博連事務局・県立近代美術館副館長）
「県内博物館の連携推進について・和歌山大学がお手伝いできること」	菅原真弓（和歌山大学「教養の森」センター准教授）
「災害と歴史遺産」	吉原大志（東文研アソシエイトフェロー）
【ワークショップ】	
実演（水損古文書の吸水乾燥・被災写真の洗浄）	講師：吉原大志
実習（水損古文書の吸水乾燥・被災写真の洗浄を参加者が体験）	講師：吉原大志
意見交換・質疑応答	

動基準であり、風水害対策に対処するための「基本計画編」及び「地震・津波災害対策計画編」がある。それぞれの中で、予防段階、応急対策段階及び復旧・復興の各段階における行動基準が定められるものであるが、同課が中心となって、平成27年度末に県の地域防災計画のうち文化財災害対策部分が改定され、基本計画編及び地震・津波災害対策計画編ともに、

- ・未指定文化財も保護の対象であること
- ・和博連と連携して、災害時には外部の専門的救援団体等を受け入れ、被災文化財の救援・保全を速やかに実施すること、すなわち文化財レスキューを行うこと
- ・災害予防のために事前に、つまり普段から文化財の所在情報を把握しておくこと

が明記され、和博連は、平常時（文化財災害予防計画）においては県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図り、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行い、万一の災害時においては文化財の被害状況の把握・救援・保全を速やかに実施する等、県の文化財災害対策を担う一員とされることとなった。⁽²⁰⁾

（４）平成28年度

平成28年度は、代表幹事を中心としたワーキンググループ会議が8回開催された。⁽²¹⁾うち6回は、「災害の記憶」調査時の開催である。

平成29年2月28日、平成28年度第1回幹事会を開催した。当該年度の活動を総括し、基本的には前年度までと同様の平成29年度の活動方針等を決定した。

また、同日、和歌山県立近代美術館にて国の文化財災害対策の最新動向と、隣県における先進的な災害対策ネットワークの実践に学ぶための公開研修会を開催し（表4）、35名が参加した。

のちに独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター初代センター長となる高妻洋成氏の講演では、2011年の東日本大震災後、被災文化財のレスキュー活動に携り、当時、奈良文化財研究所と共に国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室を併任して「文化財防災ネットワーク推

表4 平成28年度和博連研修会

開会・挨拶	伊東史朗（和博連会長・県立博物館館長）
「文化財防災体制の確立を目指してー文化財防災ネットワーク推進事業の取り組み」	
高妻洋成（奈良文化財研究所埋蔵文化財センター保存修復科学研究室長）	
「自然災害時における三重県博物館協会の取り組みについて」	
間瀬創（三重県総合博物館展示・資料情報課主査）	
意見交換・質疑応答	
閉会・挨拶	熊田司（和博連副会長・県立近代美術館館長）

進事業」に携わり、日本全体の文化財防災体制の確立に向けて活動している立場から、国全体の文化財防災やレスキューについての施策の動向や、平成27年度に発生した熊本地震に対する文化財レスキュー活動等の最前線のレスキュー現場の様子など、最新情報をお話いただいた。

間瀬創氏の講演では、平成23年の紀伊半島大水害の時に実際に熊野地域でレスキュー活動を行っている三重県博物館協会の活動事例を報告いただき、防災マニュアル等の整備を協力して行う等、同協会の平時のネットワークを含む綿密な運用・連絡ノウハウについて具体的に教示いただいた。

第2期（平成29・30年度）

（１）平成29年度

平成27年度末に寄附を受け、和博連が現金を保有することになったことから、第2期から会計監査を行う監事が選出されることとなった。県立紀伊風土記の丘館長及び和歌山市和歌山城整備企画課長が会長により監事に選出され、平成28年度の会計監査を行い、平成29年6月30日の平成29年度第1

回幹事会で監査報告を行っている。両監事は、以後現在に至るまで再任されている。また、第1期の幹事団体は全て第2期も再任となり、加えて新たに、文化財レスキューのボランティア団体である歴史資料保全ネット・わかやまも幹事団体となった（以後現在に至るまで再任）。

平成29年度は、幹事会は2回、代表幹事を中心としたワーキンググループ会議は、11回開催されている。⁽²²⁾

後述するように「災害の記憶」事業との共催で2度の公開研修会を開催した。なお、外部講師旅費等の費用は「災害の記憶」事業（国庫補助事業）が負担している。

また、平成29年6月10日に和歌山市立博物館で開催された和歌山地方史研究会公開シンポジウム「#学芸員のおしごと」を後援している。⁽²³⁾

平成29年10月下旬、台風第21号及び第22号による災害が和歌山県内で立て続けに発生し、特に前者による被害により、新宮市には災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。⁽²⁴⁾ これらについて、同年11月1日、和博連事務局から会員宛て電子メール「台風21号・22号に関するについて」にて被災状況等を照会している。このとき会員からは返答はなかった。しかし、後述する新宮市での研修会に参加くださった方に、手持ちの紙資料を自力で乾かした方が居られ、新宮市ボランティアセンターの方が、写真を自分達で乾燥していたということが後で分かった。

（2）平成29年度公開研修会「各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」

平成29年度は、「災害の記憶」事業との共催により、新宮市と和歌山市で二度の公開研修会を開催した。⁽²⁵⁾

ア 新宮会場

新宮会場では、文化財防災ネットワークの先進事例や被災資料の応急処置の実際について学んだ（表5）。参加者は21名であったが、地元市町の技師や、博物館や図書館のバイトやボランティアの方などが参加し、地方の小規模館での収蔵環境の実情も知ることができた。

会場周辺は県庁所在地である和歌山市から遠く、かつ災害の最頻発地域で、隣県である三重県及び奈良県との県境を越えたネットワークの構築が課題であることから、前年度も和歌山市で御講演いただいた三重県総合博物館の間瀬氏に再度御講演いただき、平成23年の紀伊半島大水害時の熊野地域でのレスキュー活動や、防災マニュアル等の整備を進めている三重県博物館協会、「三重県歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク」などの連携の実際についてお話しいただいた。

また、神戸大学の松下氏に、水損資料の応急処置についてのワークショップを開催していただいた。

上述したように、新宮市では前年10月の台風第21号により大規模な浸水被害があり、参加者にはその際に被災した紙資料を自力で乾かした方もおられた。

イ 和歌山会場

平成30年3月14日に和歌山市立博物館で行われた研修会では、58名の参加者を得た（表6）。

まず平成29年4月以降、取壊し予定

表5 平成29年度公開研修会（新宮会場）
「各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」

開会・挨拶	前田正明（和博連代表幹事・県立博物館主任学芸員）
【講演】	
「三重県博物館協会等による災害に対する取り組みについて」	
間瀬創（三重県総合博物館調査・資料情報課主査）	
【ワークショップ】	
「水損資料応急処置ワークショップ～「史料の救命士」ボランティアへのお誘い」	
講師：松下正和（神戸大学地域連携推進室特命准教授）	

表6 平成29年度公開研修会（和歌山会場）
「各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」

開会・挨拶	伊東史朗（和博連会長・県立博物館館長）
「和歌山市寂光院の文化財緊急調査について」	
前田正明（和歌山県立博物館主任学芸員）	
御船達雄（和歌山県教育庁文化遺産課主査）	
藤本真名美（和歌山県立近代美術館学芸員）	
「鳥取県中部地震の現状と被災史料への取り組み―鳥取県西部地震との比較を通じて―」	
岸本 寛（鳥取大学地域学部教授）	
質疑応答・意見交換	

の寺院で行われた和歌山市立博物館・県立博物館・近代美術館・文書館・県文化遺産課・歴史資料保全ネットワークわかやま・建築物のヘリテージマネージャーの方々による緊急調査の経験を、今後の災害対応協力の参考にするために報告いただいた。⁽²⁶⁾

また、和歌山県と同様に人口・大学・文化財保存施設・専門職員の少ない地域における文化財災害対策ネットワーク・文化財レスキューの先進事例として、鳥取県西部地震（平成12年10月発生）や鳥取県中部地震（平成28年10月日発生）に対し、地域の大学・地域史研究団体（鳥取地域史研究会）・地域資料ネット「山陰史料ネット」・自治体の文化財担当者等が連携して行った文化財パトロールやレスキュー活動の経験や課題について、鳥取大学の岸本覚氏からお話いただいた。

（３）平成30年度

平成30年度は、幹事会を２回、代表幹事を中心としたワーキンググループ会議は７回開催した。⁽²⁷⁾うち、６月８日及び１月29日は和歌山県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）についての県文化遺産課との打合せであった。

６月８日、和博連前田代表幹事及び副代表幹事である私と、黒石教育企画員をはじめとする県文化遺産課の各分野の担当職員が打合せを行い、和歌山県地域防災計画に基づく未指定文化財を含む文化財防災に関する具体的な仕組み・マニュアル等作成について、和博連と文化遺産課が協議して進めていくことで合意した。

最初の議論として、平成31年４月施行の改正文化財保護法に基づき作成される大綱のうち災害対策の部分について、和博連と県文化遺産課で協力して検討していくことになった。

平成30年８月・９月に立て続けに起こった台風第20号⁽²⁸⁾・第21号⁽²⁹⁾被害について、９月８日に、事務局から会員宛てに被災状況を照会するメールを発信し、会員館３館から被害情報が寄せられた。⁽³⁰⁾また、文化財レスキューを行うボランティア団体（地域資料ネット）である歴史資料保全ネット・わかやまから、レスキュー１件の報告があった。⁽³¹⁾

（４）平成30年度研修会

平成30年度研修会は、由良町教育委員会の協力をいただき、会場をゆらふるさと伝承館とした。

同館は、元中学校の校舎を利用し、由良町史編纂資料や民俗資料などが非常に良く整理されて保管・展示されており、財政規模の小さい市町村の資料館、または旧校舎を利用した文化財保存として、モデルケースとなるものだと思うわ、かつ、同年度条例制定により設置されて、法的根拠を持つ施設となったので、その経緯をも含めて学ばせていただくということで企画した（表７）。25名が参加した。

和歌山県教育庁文化遺産課の黒石教育企画員から、改正文化財保護法の災害対応部分の概要及び同法に基づき作成される大綱についてお話いただいた。

また、私から、和博連幹事ワーキンググループが検討中の、災害が起きた際に実際にどのように行動して、会員や県内文化財の被災情報を収集して対策をするか、という当時の段階での案を報告した。

上記の報告を受けて、大綱へ「和歌山県地域防災計画」に基づく文化財の災害対策を盛り込むため、大災害発生時の相互連絡・相互協力・文化財レスキュー等の仕組み作りについて、会員間で議論がな

表７ 平成30年度研修会

開会・挨拶	伊東史朗（和博連会長・県立博物館館長）
【報告】	
「文化財保護法の改正と和歌山県文化財保存活用大綱について」	
黒石哲夫（和歌山県教育庁文化遺産課教育企画員）	
「和歌山県地域防災計画に基づく文化財等救援・保全活動と和博連」	
藤 隆宏（和博連副代表幹事・県立文書館主査）	
「ゆらふるさと伝承館の条例設置・開館の経緯について」	
新田天馬（由良町教育委員会教育課主事）	
閉会・挨拶	山野英嗣（和博連副会長・県立近代美術館館長）
【見学】	
ゆらふるさと伝承館見学 案内：大野治（由良町文化財保護審議会委員長）	

された。具体的には、大規模災害発生時には、まず和博連幹事会を開き、その場で未指定文化財のレスキューを含めた対応の分担を決めてしまおうという案が出て、出席者からは賛同を得た。

文化財保護法の改正に伴って都道府県が定めることとなっている大綱については、その中に文化財災害対策についての基本方針を盛り込むこととされている。また、上述のとおり災害対策基本法に基づき既に定められている本県の地域防災計画では、県と和博連は協力して文化財災害対策を行う旨の規定がある。なので、大綱策定にあたっては、和博連にも必ず相談する、ということが確認された。

また、平成30年4月に由良町の条例設置により正式開館したゆらふるさと伝承館について、同町教育課新田主事から条例設置、開館の経緯について詳しい説明があり、長年収蔵資料を収集・整理・保存してこられた大野文化財保護審議会委員長が展示を御案内くださった。⁽³²⁾

第3期（令和元・2年度）

（1）令和元年度

第3期から、新任の幹事団体として、公益財団法人和歌山県文化財センター及び和歌山県建築士会が加わり、計19団体となった。

これは、前年度研修会において議論された県地域防災計画及び大綱に基づく具体的な災害対応を検討する中で、災害が起きた際にはまず文化財関係機構の集まりである和博連幹事会を開いて情報集約・共有を行い、相談して、できるだけその場で対応方針を決めよう、ということになり、それまでの和博連幹事会では考古学と建造物分野の機関が手薄であったために、この2分野の専門機関である両者に幹事就任をお願いしたものである。

令和元年度は、令和2年3月15日に幹事会及び研修会を開催し、大綱の災害対応部分について議論する予定であったが、新型コロナウイルス禍のため開催中止となった。⁽³³⁾

（2）令和2年度

上述のとおり平成30年度研修会で報告していただき、和博連と共に議論を行っていた大綱について、令和2年12月8日、代表幹事・副代表幹事と県文化遺産課黒石教育企画員が打合せを行い、12月24日付けで黒石教育企画員が和博連各幹事宛て大綱修正素案について意見照会を行った。本来、幹事会又は和博連会員全員が出席できる研修会を開催するなどして、和博連全体として統一した意見を回答すべきであったが、文化遺産課と相談の結果、同年度末までに策定というスケジュールとの関係等を考慮して、幹事への意見照会及び各幹事からの個別回答という形とした。幹事からの回答を受けて、修正した案について、令和2年度幹事会で文化遺産課から説明を行い、更に議論を行うこととなった。

令和3年1月20日の令和2年度幹事会では、第4期の役員・幹事案等とともに、作成中の大綱の災害対策部分についての議論が行われた。

また、令和3年度活動計画案について、大綱の完成を受けて、県内の文化財災害対策の体制整備、運用手順等の具体化に向けて更に県と協力していくことが議論された。

そして、令和2年度末に、大綱が策定された。

（3）大綱

大綱第6章「文化財の防犯・防災対策及び災害発生時における対応」の、1「防犯・防災・災害発生時における対応のための平時の取組」に、「『和歌山県地域防災計画』において、県は和博連と連携し、県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図ること」及び「和博連は災害時の相互援助のため、会員組織が所蔵・把握している文化財の情報を集約してい」ることが明記されている。

また、「県と市町村及び和博連は連携し、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行」うとある。

そして、2「大規模災害時における対応」として、「県は、前述したように和博連と連携し、各市町村教育委員会に対し、国指定及び県指定文化財だけでなく、市町村指定文化財や未指定文化財についても可能な限り被災状況の照会を行い、情報を集約します。」「和博連加入組織が所蔵・把握する文化財の被災状況についても、和博連副会長である県（教育庁文化遺産課長）が照会し、情報を集約し、文化財被災情報を一元化します。また、和博連幹事会において対応を協議し、必要に応じて文化財の被災調査や応急処置、保全など文化財レスキューの方針を決定します。」「文化財レスキューの実施にあたっては、県は必要に応じて和博連、ヘリテージマネージャー等と連携するとともに、文化庁や文化財防災センター等を通じ、外部の専門的救援団体を受け入れます。」とあり、大規模災害時における県内の文化財被災状況の確認、文化財レスキューの方針検討及び文化財レスキューの実施の各段階において、状況により和博連が一部を担当することが明記されている。

「文化財関係組織等災害時連携体制」図では、和博連と県外からの外部支援団体とが双方向の矢印で関係性が表されており、場合によっては、和博連が外部支援の受け皿になることも期待されていると解せる。⁽³⁴⁾

第4期（令和3・4年度）

（1） 令和3年度

第4期、コロナ禍もあり和博連の活動は低調であったが、令和3年度中、令和3年8月11日からの大雨（令和3年8月18日付け）、12月3日の御坊市付近を震源とする地震（同日付け）及び令和4年1月15日13時頃のトンガ諸島付近の火山の大規模噴火に伴う潮位変化について（1月16日付け）、県文化遺産課から和博連加盟団体宛て被害等の照会を行っている。

（2） 令和4年度

大綱第6章「文化財の防犯・防災対策及び災害発生時における対応」に、「県と市町村及び和博連は連携し、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行」うとあることを受けて、県文化遺産課が具体的なマニュアルの作成を検討し、令和5年1月11日、和博連代表幹事・副代表幹事と県文化遺産課が和歌山県文化財災害対応マニュアルについて初めて打合せを行い、「和歌山県文化財災害対応マニュアル」（案）が示された。

令和5年3月17日、和博連令和4年度幹事会が開催され、代表幹事・副代表幹事の意見等を踏まえた修正案を基に、主に和歌山県文化財災害対応マニュアル（案）について議論された。

第5期（令和5・6年度）

（1） 令和5年度

令和5年度の県の組織改正により、県立博物館施設の主管課は全て教育庁内に属することとなった。令和4年度まで県立近代美術館及び県立自然博物館の主管課であったために和博連に加盟し、幹事団体となっていた県文化学術課及び自然環境室は、幹事退任とともに和博連退会となり、代わって両館の主管課となった県教育庁教育総務局総務課が和博連に加入し、幹事団体に就任した。

令和5年6月の梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害については、海南市に災害救助法、同市、紀美野町及び九度山町に被災者生活再建支援法が適用される等、大きな被害が出た。⁽³⁵⁾ 和博連副会長である県文化遺産課から和博連会員宛に所蔵資料等の被災について、令和5年6月2日付け

で被害について照会している。

また、歴史資料保全ネット・わかやまが、和歌山大学内に一時保管場所を確保した上で、被災文化財の保全を訴える通称「捨てないでチラシ」を作成して社会福祉協議会等に配付した。これについて文化遺産課からも、令和5年6月16日付けで市町村教育委員会宛て周知メールを転送している。

なお、結局は、被災資料の申出・報告等はなかったものと思われる。⁽³⁶⁾

また、令和5年11月9日に太地町立くじらの博物館で開催された「水損資料レスキュー講習会」を後援して、関根会長が挨拶している。また、和博連会員団体の職員も参加している。⁽³⁷⁾

(2) 和歌山県文化財災害対応マニュアル

令和4年度幹事会において議論された和歌山県文化財災害対応マニュアル案について、令和5年5月1日付け文第197号で和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課長から和博連会長宛て「和歌山県文化財災害対応マニュアルに係る了承について（依頼）」があり、修正案についての和博連の了承が求められた。

和博連では、これを受けて令和5年5月5日、和博連会長から各幹事宛て「和歌山県文化財災害対応マニュアルに係る書面表決の実施について（依頼）」で幹事の書面表決を行ったところ、賛成多数であったので、令和5年5月26日付け和博連会長から文化遺産課長宛て「和歌山県文化財災害対応マニュアルに係る了承について（回答）」で了承した。ただし、反対意見1、賛否を明らかにしない意見1及び賛成に付した意見2があった。

「和歌山県文化財災害対応マニュアル」は、令和5年11月に策定された⁽³⁸⁾。

同マニュアルの策定により、和博連の課題もより明確化された。

防災・災害対応に関する役割分担が示された表1（2頁）で、和博連は、発災時の対応として、市町村文化財保護部局と救援方法等について協議すること及び和歌山県教育委員会と和博連幹事会において適宜救援方針について協議することとされている。また、和歌山県教育委員会は、和博連加盟団体保有文化財の被害状況について照会し報告を取りまとめることとされている。

また、「県教育委員会は、平常時に和博連へ被災時の支援について依頼し、連携体制を整え、被災時における連絡体制及び役割分担等を明確にする等、災害に備えるものとする。」とある（4頁）。

「県教育委員会は、和博連と連携し、市町村文化財担当部局が実施する台帳作成等について支援及び情報共有を行い、県内の文化財の現況把握及びデータベース化に努める。」（7頁）とあり、和博連が市町村の文化財所在情報等の把握に協力することとしている。ただし、「災害の記憶」事業終了後、和博連として実際に市町村の文化財所在情報等の把握に協力したことはない。

災害発生後の対応として、「県教育委員会は、和歌山県災害対策本部応急対応マニュアルで定められた文化財災害対策会議を開催する」が、「必要に応じて和博連と連携して対応を協議する。」とある。少なくとも和博連副代表幹事であった私は、大綱策定時まで和博連幹事会で行われていた議論において、災害後に和博連幹事会が開催されることが「文化財災害対策会議」に相当するものと思っていた。故に、上述したように和歌山県建築士会及び和歌山県文化財センターに和博連への加入及び幹事団体の就任を依頼した経緯がある。和博連幹事会とは別箇に文化財災害対策会議が開催されるのであれば、同会議との役割分担等、和博連の対応の在り方として新たな方針及び場合によっては和博連幹事会の構成メンバーのスリム化等も検討の余地があるかも知れない。

また、「埋蔵文化財を除く未指定等文化財についての被災調査、応急措置及び修理・復旧の対応は主として和博連が行うものとするが、被災の規模等が想定を上回る場合は、県教育委員会と和博連等、関係機関で協議のうえ対応文化財の見直しを行う。」となった。未指定等文化財は市町村が把握していないものも多く含まれるので、「捨てないでチラシ」等の配布による「発見」から被災調査は始まるのか等、具体的な対応についての議論が必要になろう。

和博連は、必要に応じて県教育委員会からの依頼に基づき、文化財所有者等及び市町村文化財保護部局に代わり、文化財の被災概要調査（9頁）及び被害詳細調査（10頁）を行うこととなっている。また、県内外の機関・団体へ応援要請を行う場合、和博連は連絡調整に加わり、特に歴史資料ネットワークに応援要請する場合には、和博連経由で行うこととされている（11頁）。このことについて、歴史資料ネットワークとの事前調整等、詳細な議論が必要であろう。

被害が大きく文化財所有者等では対応が困難な場合、文化財の応急措置及び被災文化財の台帳等との照合、修理・復旧計画の作成、実際の修理・復旧作業等、修理・復旧作業についても和博連が支援することが想定されている（11～14頁）。これらは実際の被害状況により具体的な運用はケースバイケースで行われると思うが、依頼・要請・調整の段取り等、大枠について議論しておくことが望ましいと思われる。

（3）令和6年度

県文化遺産課から、令和6年8月9日付けで和博連会員宛て南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に伴う防災対策の強化についての注意喚起メール、また、同年8月29日付けで台風第10号に係る被害について照会メールを発しているが、被害報告等はなかった。

令和7年2月27日、令和6年度幹事会が開催され、令和5・6年度活動報告、第6期（令和7・8年度）役員・幹事について議論された。役員・幹事団体の再任は確認されたが、第1期から第5期まで連続して選任されていた前田代表幹事及び副代表幹事の私は第6期では再任しないことを申し出、後任の代表幹事及び副代表幹事を互選することはできなかった。後日、第5期まで務めた前田代表幹事及び藤副代表幹事が責任をもって後任を推薦することとなった。

（4）令和6年度研修会

令和7年2月27日、和歌山県立紀伊風土記の丘学芸員研修との共催で、平成6年度研修会を行った（表8）。元々、紀伊風土記の丘の職員研修として企画されていたものだが、和博連との共催の声掛けをいただいたものである。災害対

表8 令和6年度研修会

開会・挨拶	増淵徹（県立紀伊風土記の丘館長・和博連幹事）
「文化観光の推進と拠点としての博物館」	
中尾智行（文化庁参事官（文化観光担当）付博物館支援調査官）	
質疑応答・意見交換	
挨拶・閉会	関根俊一（和博連会長・県立博物館館長）

策がテーマではないが、和博連以外に県内博物館施設の連絡協議会がない中で、博物館運営に関する講演を聞く機会は貴重ということで、共催させていただいた。24名の参加を得た。

文化庁参事官（文化観光担当）付博物館支援調査官中尾智行氏から、近年の博物館法の改正の趣旨とそれに伴い博物館に求められるようになった新しい役割・機能である社会や地域の課題への対応及び専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上について、観光との関係から補助・支援メニュー等を解説し、先進事例等を示しながら重要性及び意識改革の必要性を説くものであった。

従来和博連研修会に参加のなかった団体の参加もあり、博物館・文化財防災に限らない幅広い分野にわたる文化財行政・博物館運営に関する情報共有や議論を行うネットワーク構築の必要性・重要性を改めて感じさせるものであった。

おわりに

上述のとおり、和歌山県文化財災害対策マニュアルの完成を受けて、県と和博連との役割分担、それを受けての和博連の中での役割分担等、和博連として更に検討しなければならない課題は多い。

また、災害対策以外でも、令和6年度研修会で議論されたような新たに要請される博物館の役割、人材難等、博物館や文化財行政に関する全県的な課題として取り組むべき事項は多い。これら課題について議論する、和博連のような全県的なネットワークの必要性・重要性は、増していると考えべきだろう。

しかしながら、コロナ禍及び「災害の記憶」事業の終了を機に、現状は、和博連の活動は目に見えて停滞し、本稿執筆時点で第6期の代表幹事及び副代表幹事が決まっていない。設立時から副代表幹事を務めてきたものとして、責任を痛感している。

文化財行政の重要な一角を占める存在として、和博連がその責を果たすよう、私は、引き続き幹事館の職員として和博連運営に協力していきたいし、和博連の活動が活発になることは、災害対策に限らず、和歌山県の文化財行政全般及び博物館等の発展に間違いなく寄与するものであると確信する。和博連設立後に作られた人脈によって、文書館の業務において数多くの助けを得ているからである。

注

- (1) 浜田拓志「『和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議』設立の経過と課題」(『博物館研究』第565号、平成27年7月)
- (2) 『和歌山県地域防災計画 基本計画編(令和6年度修正版)』61,358頁、『和歌山県地域防災計画 地震・津波災害対策計画編(令和6年度修正版)』83,234頁(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00153903.html>) 令和7年8月5日アクセス
- (3) 『和歌山県文化財保存活用大綱』第6章(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00207215.html>) 令和7年8月5日アクセス
- (4) 『和歌山県文化財災害対応マニュアル』(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00218000.html>) 令和7年8月5日アクセス
- (5) 前掲注1 浜田報告
- (6) 和歌山県博物館施設等連絡会議(仮称)要綱検討会議が平成26年5月20日、6月25日、8月5日、9月25日及び12月24日の5回開催されている。また、平成27年1月16日、和歌山県教育庁文化遺産課課長、副課長及び普及班長並びに県立近代美術館副館長が教育長レクに入り、設立について了承された。
- (7) 有田市郷土資料館、有田市図書館、稲むらの火の館、岩出市立岩出図書館、海南市歴史民俗資料館、角長醤油資料館・職人蔵、京都大学フィールド科学教育研究センター瀬戸臨海実験所(京都大学白浜水族館)、串本応挙芦雪館、串本海中公園センター、高野山大学附属高野山図書館、高野山霊宝館、御坊市立図書館、御坊市歴史民俗資料館、白浜町立図書館、新宮市立佐藤春夫記念館、新宮市立図書館、新宮市立歴史民俗資料館、すさみ町立エビとカニの水族館、すさみ町立歴史民俗資料館、太地町立石垣記念館、太地町立くじらの博物館、田辺市立大塔歴史民俗資料館、田辺市立図書館、田辺市立美術館・熊野古道なかへち美術館(2館で1組織)、田辺市立田辺歴史民俗資料館、那智勝浦町立図書館、西村記念館、橋本市図書館、広川町男山焼会館、南方熊楠記念館、南方熊楠顕彰館、みなべ町立図書館、美浜町立図書館、歴史資料保全ネット・わかやま、和歌山県世界遺産センター、(公財)和歌山県文化財センター、和歌山県立紀伊風土記の丘、和歌山県立近代美術館、和歌山県立自然博物館、和歌山県立図書館、文書館、和歌山県立博物館、和歌山公園動物園、(公財)和歌山市文化スポーツ振興財団(和歌山城天守閣)、和歌山市民図書館、和歌山市立博物館、和歌山大学紀州経済史文化史研究所、和歌山大学附属図書館、和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課、和歌山県企画部企画政策局文化学術課、和歌山県環境生活部環境生活総務課自然環境室、和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課、和歌山市和歌山城整備企画課、海南市教育委員会、橋本市教育委員会、有田市教育委員会、御坊市教育委員会、田辺市教育委員会、新宮市教育委員会、九度山町教育委員会、湯浅町教育委員会、広川町教育委員会、有田川町教育委員会、美浜町教育委員会、由良町教育委員会、印南町教育委員会、みなべ町教育委員会、日高川町教育委員会、白浜町教育委員会、上富田町教育委員会、すさみ町教育委員会、那智勝浦町教育委員会、太地町教育委員会、古座川町教育委員会及び北山村教育委員会
- (8) 三本周作「和歌山県の文化財防災の取り組みについて」(『独立行政法人国立文化財機構アソシエイトフェロー研修報告書 平成26年度』平成27年)
- (9) 和歌山県立博物館特別展「災害と文化財―歴史を語る文化財の保全―」(平成24年4月28日～6月3日開催(<https://www.hakubutu.wakayama-c.ed.jp/saigai/frameset.htm>) 令和7年9月1日アクセス)
- (10) 「あらゆる人びととつながる博物館づくり事業報告」(『和歌山県立博物館ニュース』(<https://hakubutu.wakayama.jp/information/>「あらゆる人びととつながる博物館づくり事業」/) 令和7年9月1日アクセス)
- (11) 規約第11条第2項の規定に基づき会長が指名した最初の幹事団体は、県立博物館、県立近代美術館、県教育庁文化遺産課、京都大学フィールド科学教育研究センター瀬戸臨海実験所(京都大学白浜水族館)、太地町立くじらの博物館、田辺市立美術館・熊野古道なかへち美術館(両館で1団体)、和歌山市立博物館、和歌山大学紀州経済史文化史研究所、広川町教育委員会、県立紀伊風土記の丘、県立自然博物館、県立図書館、県企画部企画政策局文化国際課、県環境生活部環境生活総務課自然環境室、県教育庁生涯学習局生涯学習課及び文書館の16団体。なお、県文化国際課、県自然環境室及び県教育庁生涯学習課は、県立の博物館施設又は県立図書館の主管課であったことによる。また、規約第6条第1項及び第2項の規定により、会長は県立博物館長が務め、副会長は県立近代美術館長及び県教育庁文化遺産課長が務め、第12条の規定により、県立近代美術館が事務局を担当する。
- (12) 「災害の記憶」事業は、平成26年度に実施された「地域に眠る「災害の記憶」の発掘・共有・継承事業」とともに、令和3年度まで連続して文化庁補助金事業に採択された。「災害の記憶」事業全般については「和歌山県立博物館における文化庁補助金事業報告」(『和歌山県立博物館ニュース』(<http://kenpakunews.blog120.fc2.com/blog-entry-571.html>)) 令和7年9月2日アクセス、「災害の記憶」事業のうち文書館に係る成果については拙稿「平成26年度の民間所在資料保存状況調査について―御坊市・美浜町・日高川町・那智勝浦町―」(『和歌山県立文書館紀要』第18号、平成28年)、「平成27・28年度の民間所在資料保存状況調査について―由良町・印

- 南町・すさみ町・太地町・串本町一」（『同』第20号、平成30年）、「平成29・30年度の民間所在資料保存状況調査について一日高町・白浜町・新宮市・北山村一」（『同』第22号、令和2年）、「令和元・2年度の民間所在資料保存状況調査について一湯浅町・広川町一」（『同』第24号、令和4年）及び「令和3～5年度の民間所在資料保存状況調査について一田辺市・上富田町一」（『和歌山県立文書館年報・研究報告』第1号、令和6年）を参照。
- (13) 調査で得た情報については、多分に個人情報を含むため、公にすることはできないが、県立博物館・文化遺産課・文書館で共有している。
- (14) 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション南管理部和歌山研究林、耐久史学館（県立耐久高校）及び串本町教育委員会
- (15) 平成27年4月29日、6月19日、6月26日、8月7日、8月26日、9月24日、10月30日、11月15日、平成28年1月18日及び2月27日
- (16) ただし、併せて28団体で、三分の一強の機関からしか回答がない。恐らく、目録データ等が未整備な館や市町村が多いという実情を反映したものであろう。
- (17) 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館博物館科学課の木川りか氏が「図書館の資料保存―害虫・カビを防ぐ―」の講演を行った。
- (18) 東文研には、「文化財防災ネットワーク推進事業」の活動として講師の派遣旅費負担も含め、全面的に御協力いただいた。
- (19) 「和博連」発足後初の研修会開催される」（『和歌山県立文書館だより』第45号、平成28年3月）
- (20) 前掲注（2）。「基本計画編」では第2編（61頁）、「地震・津波災害対策計画編」では第3編（83～84頁）の「災害予防計画」の第19章「文化財災害予防計画」のうち3「事業計画」の（2）体制整備に「伊和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図る。また、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行うとともに、文化財所有者・管理者に対し防災対策等に係る支援や助言を行う。」とあり、「基本計画編」では第3編第14章（358頁）、「地震・津波災害対策計画編」では第4編第13章（324頁）の「災害応急対策計画」の「文教対策計画」のうち第6節「文化財等救援・保全活動の計画」の2「計画内容」に「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、文化財災害予防計画において体制整備を行った和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議等関係機関と連携し、文化財の被害状況の把握・救援・保全を速やかに実施するよう努めるとともに、必要に応じて近畿圏危機発生時の相互応援や復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用し、文化庁、地方公共団体及び独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターなど外部組織への支援要請を行う。また、被災状況に応じた復旧・復興計画を策定し実行するものとする。」とされている。
- (21) 平成28年9月16日、10月6日、11月4日、12月2日、平成29年1月20日、2月8日、2月14日及び2月16日
- (22) 平成29年5月9日、5月16日、5月23日、6月23日、7月13日、8月30日、9月13日、10月16日、10月26日、平成30年2月1日及び2月14日
- (23) 「特集2 #学芸員のおしごと」（『和歌山地方史研究』第74号、2017年、38～57頁）。同シンポジウムは、平成29年4月に山本幸三地方創生担当大臣が「一番のがんは文化学芸員」などと発言し、後に撤回・謝罪した問題を受け急遽企画・開催されたもので、大臣発言を批判するのが目的ではなく、博物館や学芸員の業務内容が社会的に認知されていないことを課題として、これを広く一般に知ってもらうことを目的として開催された。博物館運営に関係する全県的な団体として、開催趣旨に賛同し、後援した。
- (24) 内閣府「平成29年台風第21号による被害状況等について」〈https://www.bousai.go.jp/updates/h29typhoon21/pdf/h29typhoon21_08.pdf〉令和7年8月3日アクセス
- (25) 「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（和博連）平成29年度公開研修会 各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」（『和歌山県立文書館だより』第52号、平成30年、7頁）
- (26) 「和歌山市寂光院の文化財緊急調査概報」（『和歌山市立博物館研究紀要』第32号、平成29年、1～43頁）。また、研修会開催に併せ、同館でホール展示「文化財を守る―和歌山市寂光院の襖絵―」（3月13日～4月1日）も行われた。
- (27) 平成30年5月25日、6月8日（県文化遺産課との打合せ）、7月31日、11月1日、12月13日、平成31年1月29日（県文化遺産課との打合せ）及び2月22日
- (28) 内閣府「平成30年台風第20号に係る被害状況等について」〈https://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon20/pdf/300824_typhoon20_02.pdf〉令和7年8月3日アクセス
- (29) 内閣府「平成30年台風第21号に係る被害状況等について」〈https://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon21/pdf/301003_typhoon21_01.pdf〉令和7年8月3日アクセス

- (30) 台風20号により某自然系博物館では水族館天幕の飛散並びに生け簀及び棧橋の破損、他館では屋上看板及びカーポートの破損、某図書館からは停電による電話不通やシステムダウン、サイクルポートの破損などの発生の情報が寄せられたが、3館とも自力での修繕が可能ということで、和博連への支援要請等はなかった。
- (31) 御坊市内の個人所蔵民俗資料の保管場所が強風で破損し、雨水で濡れた資料を運び出して乾かすというレスキューが行われた。本件については、最初御坊市教育委員会を通じて県教育委員会に連絡があり、県文化遺産課及び文書館が御坊市と一緒に下見を行い、実際のレスキューは歴史資料保全ネット・わかやまが中心となって行った。(天野真志・後藤真『地域歴史文化継承ガイドブック 付・全国資料ネット総覧』令和4年、195～199頁〈<https://bungaku-report.com/blog/2022/03/post-1120.html>〉令和7年8月3日アクセス)
- (32) 「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（和博連）平成30年度研修会」（『和歌山県立文書館だより』第55号、令和元年、8頁〈<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/kanko/tayori/tayori55.pdf>〉）
- (33) 令和元年度研修会では、大綱についての議論のほか、浜田拓志氏（奈良文化財研究所埋蔵文化財センター客員研究員）による講演「台風で浸水した川崎市民ミュージアムでの収蔵品レスキュー活動」（仮）も予定されていた。
- (34) 前掲注3、42～44頁
- (35) 内閣府「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による被害状況等について」〈https://www.bousai.go.jp/updates/r5typhoon2/pdf/r5typhoon2_02.pdf〉令和7年8月3日アクセス
- (36) ただし、海南市且来の民間所在資料所蔵者宅で浸水被害があったことが、令和6年度の民間所在資料保存状況調査で確認されている（本誌「令和6年度の民間所在資料保存状況調査について—海南市—」参照）。
- (37) 太地町立くじらの博物館及び結creationが主催し、和博連のほか太地町教育委員会及び西日本自然史系博物館ネットワークが後援した。遠野市文化課・博物館学芸員前川さおり氏講演「東日本大震災と台風災害の資料レスキュー～岩手県遠野市の事例」、三重県総合博物館甲斐由香里氏講義「被災時の資料の応急措置—保存科学の観点から—」及びスクウェルチ法による水損資料の乾燥処理の実習が行われた。
- (38) 前掲注4

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議 設立趣意書及び会議加入のご案内

平成23年9月の紀伊半島大水害によって、県民の尊い命と多くの財産が失われました。急峻な山地が海岸線近くまで迫り、南部を中心に全国有数の多雨地域を有する和歌山県では、今後も多くの洪水や土砂災害、さらに東南海地震をはじめとした巨大地震等の発生が懸念され、これら災害に対する十分な備えを講じておくことが強く求められています。

地震や津波、水害等によって被災する可能性がある県内の財産、とりわけ県民全体の宝というべき文化財の保全や、被災した文化財の救援等を、関係機関及び団体等が連携・協力しながら円滑に行うため、私たちは本趣旨にご賛同くださる機関等で組織する「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議」を設立することにいたしました。

つきましては、設立集会及び第1回総会を下記のとおり開催いたしますので、ぜひご参加いただきますよう、よろしくお願いします。

なお、本連絡会議への加入は設立後も随時受け付けますので、申し添えます。

平成27年1月21日

発起人

和歌山県立博物館長	伊東史朗
和歌山県立近代美術館長	熊田 司
和歌山県立紀伊風土記の丘館長	水田義一
和歌山県立自然博物館長	高須英樹
和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課長	川端真理

記

○和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議 設立集会及び総会

- 1 日時：平成27年2月10日（火）13:30～15:30
- 2 場所：和歌山県立近代美術館2Fホール（和歌山市吹上1-4-14）

○和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議

【目的】

地震や津波、水害等によって被災する可能性がある県内の文化財等や被災した文化財の救援・保全を図るため、関係機関及び団体等との連携・協力の下に必要な活動を行う。文化財保護法上の文化財だけでなく、未指定の美術工芸品、歴史的資料、公文書、民俗資料、自然史系資料なども含む。

【組織】

県内の博物館施設、図書館、県市町村教育委員会、大学をはじめとする機関・団体により構成。異なる館種の横の連絡・連携等により有事の対応力強化を図る。

【年会費】

無料

【お問い合わせ】

和歌山県立近代美術館 TEL073-436-8690 FAX 073-436-1337

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議 規約

(名称)

第1条 本会は、和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会議は、地震や津波、水害等によって被災する可能性がある県内の文化財等（未指定及び個人蔵のものを含む。）や被災した文化財等の救援・保全を図るため、関係機関及び団体等との連携・協力の下に必要な活動を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡会議は、県内の博物館施設、図書館、県内市町村教育委員会をはじめとする文化財及びその他学術関係の機関・団体（以下「構成団体等」という。）をもって構成する。なお、本連絡会議への加入及び脱退等の手続きについては別途定めるものとする。

(活動)

第4条 連絡会議は、前条に掲げる目的を達するため、次の活動を行う。

(1) 平常時

- ア 構成団体等に係る連絡・連携・協力体制の構築
- イ 文化財等の被災を軽減するための情報共有
- ウ 文化財等が被災した場合に円滑に保全するための情報共有
- エ 文化財等の救援・保全事業に関わる県内外の関係団体との連絡・連携体制の構築

(2) 大規模災害等発生時

- ア 被災文化財等の調査と所轄課への報告
- イ 一時保管文化財等の適切な管理に必要な処置の実施
- ウ 一時保管文化財等の修復等への支援
- エ 一時保管施設から所蔵者への返却に対する協力
- オ 被災文化財等の一時避難・保管要請への対応

2 連絡会議は、必要に応じて構成団体等以外の機関・団体等に参加又は協力を求めることができる。

(役員)

第5条 連絡会議に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

2 必要に応じて監事2名以内を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 会長は、和歌山県立博物館長をもって充てる。

2 副会長は、和歌山県立近代美術館長及び和歌山県教育委員会生涯学習局文化遺産課長をもって充てる。

3 監事は、必要に応じて会長が構成団体等の中から選出する。

(役員の職務)

第7条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。
- 3 監事は、連絡会議の財務を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第9条 連絡会議に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第10条 総会は、構成団体等をもって構成する。

- 2 総会は、必要がある場合に会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 連絡会議の運営に関する特に重要な事項
- 5 その他総会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(幹事会)

第11条 幹事会は、代表幹事、副代表幹事及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事は、会長が構成団体の中から20団体以内を幹事団体に指名し、同団体職員がこれを務め、任期は2年とする。幹事の中から互選によって代表幹事1名、副代表幹事1名を選任する。
- 3 幹事会は、必要に応じ代表幹事が招集する。
- 4 幹事会の議長は、代表幹事がこれに当たる。
- 5 幹事会は、次に掲げる事項について審議し決定する。
 - (1) 連絡会議の運営に関する事項
 - (2) その他代表幹事が必要と認める事項
- 6 幹事会で審議し決定した事項は会長に報告し、承認を得ること。

(事務局)

第12条 連絡会議の事務を処理するため、事務局を和歌山県立近代美術館に置く。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成27年2月10日から施行する。